

「大気環境未来 60」募金規程

平成 29 年 12 月 25 日制定
(公社) 大気環境学会常任理事会

(募金の目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人大気環境学会が設立 60 周年を迎えることを記念して設けた「大気環境未来 60」募金の運営等について規定するものである。

(募金の種類)

第 2 条 本募金は、寄付金取扱規程（平成 25 年 9 月 17 日理事会議決）第 2 条第 3 号に定める特別寄付金（以下、「特別寄付金」という。）とし、第 3 条に定める事業を指定して、個人又は団体から寄付金を受領することができる。

(特別寄付金の運用方法)

第 3 条 特別寄付金は以下の一項に該当する事業に対して支出することができる。

- ① 小中高生を対象とした大気環境に関する啓蒙活動への経費全額又は一部の補助
- ② 大気環境に関する研究に従事する若手研究者育成のための経費全額又は一部の補助
- ③ 大気環境に関する国際交流、特に日中韓交流のための経費全額又は一部の補助

(特別寄付金の運用期間)

第 4 条 特別寄付金の運用は、平成 30 年度から開始し 10 年間で終了とする。

(事業への応募方法)

第 5 条 第 3 条で定める事業への応募資格は、公益社団法人大気環境学会の正会員とする。

2. 学会事務局は、第 3 条で定める事業について当該年度当初に学会誌等で学会員に通知し、申請を募集する。応募方法は「大気環境未来 60」募金委員会が別に定める。

(選考)

第 6 条 特別寄付金支給候補者の選考は、「大気環境未来 60」募金委員会が行う。同委員会は、選考結果を常任理事会に報告しなければならない。

(報告義務)

第 7 条 特別寄付金受領者は、当該活動の終了後 30 日以内に常任理事会に報告書を提出しなければならない。また、大気環境学会年会で、発表しなければならない。

(目的外取り崩し)

第 8 条 特別寄付金を目的外取り崩しする場合には、理事会の 3 分の 2 以上の議決を必要とする。

2. 上項にかかわらず、監事が反対意見を述べた場合には、これを認めない。

(事業報告)

第9条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、定時総会で報告する。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、常任理事会の承認を得て決定する。

付則1.この規程は平成29年12月25日より施行する。